八十九　保安基準第四十四条第一項及び第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十一　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十二　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	三十五万二千円
九十三　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	十八万七千円

備考

一　特定装置審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　特定装置審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が当該特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　一万四千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　三万五千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第七号	十二万五千円
第十一号	二十七万円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　十八万七千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十八万七千円
第十六号	二十七万円
第三十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円
第五十号	十二万五千円
第五十一号	十八万七千円
第五十五号	十二万五千円
第五十七号	十二万五千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第二十二号及び第二十六号	二十七万円
第三十九号、第四十号及び第四十三号	十八万七千円

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。